

少年法改正問題について

弁護士 峯 本 耕 治

第1 2000年少年法改正について

1 少年法改正の背景及び経過

1995年 山形マツト死事件

非行事実認定手続についての社会的注目

検察官がいない中で、裁判官が少年の主張を吟味しつつ、公正な判断を下すことについての負担感

1997年 神戸連続児童殺傷事件

2000年 名古屋恐喝事件、豊川市主婦殺害事件、佐賀高速バスジャック事件

等の連続する重大事件の中で、少年法改正への世論の盛り上がり

「重大・凶悪事件を犯す少年は少年法が甘いことを熟知している」

「そのような少年に対しては、厳しい処罰を明示することによって、自制と自覚を求める必要がある」等

2000年5月 被害者保護関係の刑事訴訟法改正

被害者保護の大きな流れ

2000年9月29日 与党三党の議員提出法案として改正法案提出

11月28日 可決成立

2001年4月1日 施行

2 改正のポイント

(処分等の見直し)

① 刑事処分可能年齢の引き下げ (少年法20条1項)

14歳、15歳についても、家裁調査の結果、刑事処分相当と認めるときは、検察官送致 (逆送) 起訴が可能に

② 故意による死亡事件の原則検察官送致 (少年法25条)

犯行時16歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件 (殺人、傷害致死、強盗致死等) の事件については、原則として、検察官送致を決定しなければならない

③ 保護者に対する措置 (少年法25条)

家庭裁判所は必要あると認めるときは、保護者に対し、少年の監護に関する責任を自覚させ、その非行を防止するため、調査又は審判において、自ら訓戒、指導その他適当な措置をとり、又は家庭裁判所調査官に命じて、これらの措置を執らせることができる

(事実認定手続について)

④ 裁定合議制 (裁判所法31条の4第2項)

単独の裁判官による審判のみ → 3人の合議による審判が可能に

⑤ 検察官及び弁護士付添人が関与する審理 (少年法22条の2、22条の3)

一定の重大事件の非行事実認定手続に家庭裁判所の判断で、検察官を関与させることが可能になった。その場合には付添人も。→ なければ国選付添人選任
故意による犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件 及び
死刑又は無期もしくは短期2年以上の懲役もしくは禁固に当たる罪の事件であり、傷害致死のほか、殺人、強盗、強姦、放火等のいわゆる重大事件

⑥ 抗告受理申立制度

⑦ 観護措置期間の延長（少年法17条3項、4項、9項）

最長4週間 → 最長8週間

禁固以上の罪にあたり、非行事実の認定に関し証人尋問等の証拠調べを行うことを決定し、又は行った事件で、収容しなければ審判に著しい支障が生じるおそれがある事件

⑧ 観護措置決定に対する異議申し立て制度（少年法17条の2、17条の3）

⑨ 保護処分終了後における救済手続の整備（少年法27条の2）

（被害者への配慮の充実）

⑩ 被疑者等の申し出による事件記録の閲覧及び謄写（少年法5条の2）

⑪ 被害者からの意見の聴取制度（少年法9条の2）

被害者等の申し出により、裁判官又は調査官が意見を聴取する制度
審判期日において、審判期日外、調査官による

⑫ 審判結果等の通知

被害者等の申し出により、家庭裁判所が審判の結果等を通知する制度
住所・氏名・

3 実際の運用状況

①検察官送致年齢の引き下げ、②原則逆送、③検察官関与

④裁定合議、⑤被害者等意見聴取

第2 2007年少年法改正について

1 改正の経緯

2003年 長崎中学1年幼児殺害事件

2004年 佐世保小学校同級生殺害事件 等

2 改正のポイント

① 触法少年（14歳未満の刑罰法令に触れる行為をした少年）の警察調査権限を明確化（法6条の2）

1項 警察官は、客観的な事情から合理的に判断して、第三条第一項第二号又は第三号に掲げる少年であると疑うに足りる相当の理由のある者疑いのある者を発見した場合において、必要があるときは、事件について調査をすることができる。

2項 前項の調査は、少年の情操の保護に配慮しつつ、事案の真相を明らかにし、もって少年の健全な育成のための措置に資することを目的として行うものとする。

3 項 警察官は、国家公安委員会規則の定めるところにより、少年の心理その他の特性に関する専門的知識を有する警察職員（警察官を除く。）に調査（第六条の五第一項の処分を除く。）をさせることができる。警察官は、客観的合理的な事情から合理的に判断して、触法少年であると疑うに足る相当な理由のある者を発見した場合において、必要があるときは事件について調査することができる。

② 調査における付添人権の保障（法 6 条の 3）

少年及び保護者は、前条第一項の調査に関し、いつでも、弁護士である付添人を選任することができる

③ 触法少年等に対する呼出し、質問、報告の要求（法 6 条の 4）

1 項 警察官は、調査をするについて必要があるときは、少年、保護者又は参考人を呼び出し、質問することができる。

2 項 前項の質問に当たっては、強制にわたることがあつてはならない。

3 項 警察官は、調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる

④ 触法少年の調査における押収・搜索・検証・鑑定嘱託等の強制調査の権限（法 6 条の 5）

⑤ 触法少年の児童相談所長への送致（法 6 条の 6）

調査の結果、検察官立会いに相当する触法事件やそれ以外でも家裁の審判に服することが適当と考える事件については、必ず児童相談所長に送致しなければならない。

⑥ 触法少年の家裁への送致（法 6 条の 7）

⑦ 検察官立会い相当事件についての国選付添人制度（法 22 条の 3 等）

検察官立会い相当事件について、観護措置がとられており、かつ、必要と認められる場合に、否認事件で検察官が立ち会う場合でなくても、国選で付添人が選任されることになった。

⑧ 少年院収容年齢の引き下げ（法 24 条 1 項、少年院法 2 条等）

14 歳未満の少年についても、「特に必要と認める場合に限り」、少年院収容ができることとなった。少年院法の改正により、「14 歳以上」→「おおむね 12 歳以上」とされた。

⑨ 保護観察中の遵守事項違反により少年院送致が可能となる（法 26 条の 4）

家庭裁判所は、審判の結果、保護観察中の少年が、警告を受けたにもかかわらず、遵守事項を遵守せず、その程度が重く、保護処分によって本人の改善及び更正を図ることができないと認めるときは、決定によって少年院に収容しなければならない。

第 4 少年法改正・厳罰化によって少年犯罪は抑止できるか。

1 少年事件は増加・凶悪化しているのか？

2 少年事件の現代の特徴と傾向

やんちゃ系犯罪と一見普通の子どもの突発的重大事件

連続する親殺し事件から何が見えるか？

低年齢化と高年齢化

3 少年非行・犯罪の背景にあるもの

- (1) 虐待等から生じる愛着障害 → 問題のエスカレートパターン
- (2) 学校・友人関係・地域における居場所の喪失
- (3) 生育・生活環境の中で抱える様々な発達課題、対人関係能力の低下
- (4) 性や暴力に関する有害情報からくる認知、発達の歪み
- (5) 子どもを商品化する社会、危険な大人の増加
- (6) 様々なストレス・プレッシャーのの高まり
- (7) 発達障害 等

(非行の3要素)

- ① 居場所のなさ、
- ② 環境への適応上の問題（認知・行動の歪み、生活スキルの不足、感情統制能力の低さ）
- ③ 心理的負担、プレッシャー、ストレス

(人は何故犯罪を犯さないか？)

- ① アタッチメント（親との愛着の確保、学校の先生とのつながり）
- ② コミットメント（成功目標や期待されている態度への思い）
- ③ インボルブメント（勉強やスポーツなどへの関わり）

5 少年法改正をどう評価するか

6 世界の思考錯誤から導かれた結論と国際ルール

厳罰では犯罪を抑止できない

北京ルール（少年司法運営に関する国連最低基準規則）、

リヤドガイドライン（少年非行防止に関する国連ガイドライン）

①ダイバージョン ②施設収容の回避 ③子どもの参加 等

7 今何が必要なのか？

世界で進む少年司法モデル～リストラティブ・ジャスティス（修復的司法）

契約的発想の導入

処遇の多様化